

兵庫県養父市

地域おこし協力隊

募集要項

兵庫県北部・但馬地方に位置する養父市（やぶし）。令和3年に地方創生のビジョンを示す「まちづくり計画」を策定し、30年後の未来で「養父市で育った子ども達がキラキラと輝き、住み続けたいと思えるまち」を想像し、あるべき姿を「居空間（いくうかん）」と表現し、計画の中心に据えて地方創生に取り組んでいます。

この度、地域価値の創造への取り組みの一つとして、ふるさと納税の推進に寄与する業務と移住定住に関する業務に従事する地域おこし協力隊員を募集いたします。

地域おこし協力隊員として養父市に暮らし、まちを知り、魅力を発見し、ふるさと納税や移住定住の促進につながる業務を通して積極的に元気な養父づくりに取り組んでいただける協力隊員を心からお待ちしています。



朝倉城跡からの眺望（養父市八鹿町）



あなたの才能を
養父市はもとめています

1. 業務概要

養父市やぶぐらし・地方創生課で会計年度任用職員として勤務していただきます。

- (1) 地場産品の掘り起こし・ブラッシュアップ等に関すること
- (2) ふるさと納税の推進に関すること
ふるさと納税関連事業者と関係性を構築し、地場産品の開発や販路拡大に関する
ことと関連する事務補助（ふるさと納税管理システム運用に関する事務など）
- (3) 移住定住に関すること
移住相談窓口対応・空き家バンク窓口対応など移住定住業務に関することと関連
する事務補助（各種補助制度の説明や手続きなど）
- (4) 都市との交流事業・市内での行事等への参加及び支援に関すること
- (5) 地域おこし協力隊員としての活動を、SNS等を活用した発信に関すること

2. 応募資格

- (1) 令和6年9月1日現在で、年齢が20歳以上（性別不問）
- (2) 三大都市圏等に在住し、採用後養父市に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方。（ただし、条件不利地からの場合、制限されることがあります。）
- (3) 過疎地域等の活性化に意欲があり、地域住民と調和を持って暮らし、親交を深める意思のある方。
- (4) 契約期間満了後に**養父市内で起業、就業し、定住する意思のある方。**
- (5) 自らの意思及び責任において自立に向けた行動ができる方。
- (6) 自らの力で生活を維持することができる方。
- (7) 契約期間を全うする意思のある方。
- (8) 心身ともに健康で、正常な状態で誠実に職務ができる方。
- (9) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する普通自動車免許を有している（ペーパードライバーでなく、実際に運転できる）方。
- (10) パソコン（ワード・エクセル・パワーポイント・インターネット操作、オンライン会議等の操作など）の一般的な操作のできる方。
- (11) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方。

3. 募集人数 1人

4. 活動地域 養父市全域

5. 任用形態及び期間

- (1) 養父市会計年度任用職員として採用
- (2) 任用期間は、任用の日から毎年度末（年度途中の任用の場合も同様）までの1年更新とします。ただし、従前の勤務実績に基づく能力の実証により、公募によらない再度の任用を行います。（3年目の場合は年度途中での任期満了となります。）
- (3) 協力隊員としてふさわしくないと判断する言動等があった場合、市は、任用期間中であってもその職を解くことができるものとします。
- (4) 採用後1カ月間は条件付採用期間となります。

(5) 地方公務員法における服務に係る規定等を適用します。

6. 給与

- (1) 初任報酬 月額20万円（社会保険等自己負担分を含む。）
- (2) 賞与なし
- (3) 2年目以降昇給あり
- (4) 通勤手当は条件に応じて市の定める額を支給します
- (5) 退職手当等は支給しません
- (6) 時間外勤務は予算の範囲内での対応となります。また、振替休日対応となる場合もあります。

7. 勤務日数及び勤務時間

- (1) 勤務開始日は、令和6年度内の日付とし、採用決定後に応募者と市で協議して決定します。
- (2) 勤務時間は週35時間勤務を基本とします。（1日7時間、標準勤務時間午前8時30分から午後4時30分（休憩 正午から午後1時まで））
- (3) 勤務日は、月曜日から金曜日を基本としますが、業務内容・出張等により勤務日、勤務時間帯は変動することがあります。
- (4) アルバイト等への副業従事は可（届出は必要）とします。ただし、職務に支障や公正を害する恐れ等がある場合は不許可となります。

8. 待遇及び福利厚生等

- (1) 社会保険等（雇用保険、厚生年金、健康保険等）に加入します。
- (2) 住居に係る家賃は隊員活動費から負担（月額40,000円を上限）としますが、共益費、光熱水費、通信費、駐車場代、自治会費等は自己負担となります。
- (3) 養父市までの交通費、引っ越しに必要な経費は自己負担となります。
- (4) 活動に必要な経費（旅費、消耗品、研修費等）は予算の範囲内で市が活動費から負担します。
- (5) 業務に要する車両は、公用車を使用します。
- (6) 特別休暇、有給休暇あり
- (7) 協力隊員として活動する場合で、対象経費と認められる経費については、給与とは別に活動費をお支払いすることがあります。

9. 応募手続き

- (1) 応募受付期間
随時受付をします。（採用数に達し次第、予告なしに応募を停止することがあります。）

(2) 応募方法

郵送又は持参

(3) 提出書類

①応募用紙（養父市ホームページでダウンロード可。）

②住民票（コピー不可）

③普通自動車運転免許証の写し

④その他PR資料【任意】

(4) その他

①応募者は、必要に応じて事前に質疑、ヒアリング等を行うことができます。

②応募いただいた書類に基づいてヒアリングを行うことがあります。

10. 選考方法

《第1次審査：書類審査》

(1) ①～④の提出書類（※④は任意提出）を準備し、郵送または直接提出してください。（紙ベースでの提出に限る）

(2) ④その他PR資料【任意】は、過去に取り組んだ地域活動、社会貢献活動、企画したイベント、事業等の資料や商品開発、研究成果資料等

《第2次審査：一次面接》

第1次審査合格者を対象に実施予定。詳細は別途お知らせします。

※選考結果についてのご質問にはお答えできかねますので、ご了承ください。

※オンライン可

《第3次審査：二次面接》

第2次審査合格者を対象に実施予定。詳細は別途お知らせします。

※選考結果についてのご質問にはお答えできかねますので、ご了承ください。

※選考にかかる交通費、宿泊費等の経費は自己負担でお願いします。ご了承ください。

※対面（オンライン不可）

11. お問い合わせ先・応募先

〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿1675

養父市 市民生活部 やぶぐらし・地方創生課

電話：079-662-3172

E-mail：yabugurashi@city.yabu.lg.jp